

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(23) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認められる期間</p> <p>(3)～(23) 略</p>